

JI0 延長かし保証保険約款の一部改定

JI0 延長かし保証保険約款の一部を次のように改定し、2026年2月1日より適用する。

概要：住宅保証延長瑕疵保証責任保険において、対象住宅から区分所有建物を除外するもの。

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（10年）

約款名	改定後	改定前
普通 保険約款	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分</p> <p><u>区分所有される共同住宅の専有部分</u>（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分</p> <p><u>区分所有される共同住宅の共用部分</u>（区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分</p> <p>建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分</p> <p>区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>
給排水管路特 約条項	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この特約条項が付帯される保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p><u>(1) 分譲共同住宅</u></p> <p><u>区分所有法第1条に規定する区分所有がなされる共同住宅をい</u></p>	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この特約条項が付帯される保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p><u>(1) 分譲共同住宅</u></p> <p><u>区分所有法第1条に規定する区分所有がなされる共同住宅をい</u></p>

	<p><u>ます。</u></p> <p><u>(1)(2)</u> 保険対象部分 構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分および給排水管路をいいます。</p> <p><u>(2)(3)</u> 給排水管路 住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または污水管をいいます。ただし、設備機器に係る部分、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理しているものおよび分譲共同住宅における対象住宅の住宅所有者以外の区分所有者の専有部分であるものを除きます。</p> <p>4 省略</p>	<p><u>ます。</u></p> <p><u>(2)</u> 保険対象部分 構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分および給排水管路をいいます。</p> <p><u>(3)</u> 給排水管路 住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または污水管をいいます。ただし、設備機器に係る部分、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理しているものおよび分譲共同住宅における対象住宅の住宅所有者以外の区分所有者の専有部分であるものを除きます。</p> <p>4 省略</p>
給排水管路・ 加入時リフォ ーム工事特約 条項	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この特約条項が付帯される保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p><u>(1)</u> 分譲共同住宅 <u>区分所有法第1条に規定する区分所有がなされる共同住宅をい います。</u></p> <p><u>(1)(2)</u> 保険対象部分 構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分、給排水管路および加入時リフォーム工事部分をいいます。</p> <p><u>(2)(3)</u> 給排水管路 住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または污水管をいいます。ただし、設備機器に係る部分、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理しているものおよび分譲共同住宅における対象住宅の住宅所有者以外の区分所有者の専有部分であるものを除きます。</p> <p><u>(3)(4)</u> 加入時リフォーム工事 住宅の部分または住宅と一体となった設備に係る工事で、保険証券に記載されたものをいいます。</p> <p>4、5 省略</p>	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この特約条項が付帯される保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p><u>(1)</u> 分譲共同住宅 <u>区分所有法第1条に規定する区分所有がなされる共同住宅をい います。</u></p> <p><u>(2)</u> 保険対象部分 構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分、給排水管路および加入時リフォーム工事部分をいいます。</p> <p><u>(3)</u> 給排水管路 住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または污水管をいいます。ただし、設備機器に係る部分、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理しているものおよび分譲共同住宅における対象住宅の住宅所有者以外の区分所有者の専有部分であるものを除きます。</p> <p><u>(4)</u> 加入時リフォーム工事 住宅の部分または住宅と一体となった設備に係る工事で、保険証券に記載されたものをいいます。</p> <p>4、5 省略</p>

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（5年・メンテナンス工事なし）

約款名	改定後	改定前
普通 保険約款	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分 <u>区分所有される共同住宅の専有部分</u>（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分 <u>区分所有される共同住宅の共用部分</u>（区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分 区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>
給排水管路特 約条項	<p>1 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この特約条項が付帯される保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p><u>(1) 分譲共同住宅</u> <u>区分所有法第1条に規定する区分所有がなされる共同住宅をいいます。</u></p> <p><u>(1)(2) 保険対象部分</u> 構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分および給排水管路をいいます。</p> <p><u>(2)(3) 給排水管路</u> 住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管をいいます。ただし、設備機器に係る部分、水道事業</p>	<p>1 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この特約条項が付帯される保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p><u>(1) 分譲共同住宅</u> <u>区分所有法第1条に規定する区分所有がなされる共同住宅をいいます。</u></p> <p><u>(2) 保険対象部分</u> 構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分および給排水管路をいいます。</p> <p><u>(3) 給排水管路</u> 住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管をいいます。ただし、設備機器に係る部分、水道事業</p>

	<p>者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理しているもの <u>および分譲共同住宅における対象住宅の住宅所有者以外の区分所有者の専有部分であるもの</u>を除きます。</p> <p>3 省略</p>	<p>者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理しているもの <u>および分譲共同住宅における対象住宅の住宅所有者以外の区分所有者の専有部分であるもの</u>を除きます。</p> <p>3 省略</p>
--	--	--

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（5年・メンテナンス工事あり）

約款名	改定後	改定前
普通 保険約款	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分 <u>区分所有される共同住宅の専有部分</u>（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分 <u>区分所有される共同住宅の共用部分</u>（区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分 区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（10年・メンテナンス工事任意）

約款名	改定後	改定前
普通 保険約款	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分 <u>区分所有される共同住宅の専有部分</u>（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分 <u>区分所有される共同住宅の共用部分</u>（区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。）<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>	<p>1、2 省略 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定義に従います。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 専有部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条第3項に規定する専有部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の専有部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(11) 共用部分 区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。<u>区分所有によらない共同住宅では、区分所有される共同住宅の共用部分</u>に相当する部分をいいます。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>4～27 省略</p>